

四万十ケーブルテレビ 自主放送番組ダビングサービス運用基準

1. ダビングサービスはケーブルテレビ加入者と取扱い関係者のみのサービスです。
2. ダビングができるのは、地上デジタル11ch (111ch) で放送したものに限ります。
3. 議会中継や行政放送はダビングできません。
4. 編集前の（放送前の素材）ディスクやテープはダビングできません。
5. 放送した自主放送番組の編集は、一切行いません。
6. 四万十ケーブルテレビ以外の放送局等の制作番組は、法律上（著作権に関する法律）ダビングはできません。
7. ダビングはDVD-R、ブルーレイディスクとさせていただきます。
8. ハイビジョン映像をそのままハイビジョンで保存したい場合はブルーレイディスクでのみ保存できます。
9. ハイビジョン映像をDVDへ保存する場合は、画質が劣化します。（映像データを圧縮するため）
10. 料金は番組単位で、1番組の長さ（時間）により区分けしています。
11. 1ディスクに1番組のダビングとなります。
12. 1番組ごとに料金が加算されます。
13. 画質や容量の関係で、番組が1枚に納まらない場合は、別途ディスク等に分けて複製させていただくことがあります。
14. 保存媒体をDVD-Rを選択した場合にはダビング料金に含まれますが、ブルーレイディスクを選択した場合には1番組のダビング料金に+1,000円が追加で発生します。
例）30分の番組で、2番組ダビング希望された場合・・・
1番組目：ダビング料1,000円+ブルーレイディスクダビング1,000円
2番組目：ダビング料1,000円+ブルーレイディスクダビング1,000円 合計4,000円
15. DVD-Rへの録画の場合は、ファイナライズ作業を行ってからお渡しします。
16. ダビング依頼は四万十ケーブルテレビ窓口までお越し下さるか、FAXでも受け付けています。
(なお、いずれの場合も「四万十ケーブルテレビダビングサービス申込書」の記載が必要です。)
17. お渡しには1~3週間ほどお時間をいただきますので、予めご了承ください。
18. 料金は、ダビングディスクと引き換え時にお支払いいただきます。
19. ダビングした保存ディスクは、ケーブルテレビからの連絡後、月～土午前9時～午後6時までに窓口まで受け取りにきてください。（町外の場合は代引きにて発送させていただきます。※手数料及び送料はお客様負担となります。）
20. ご自宅の録画機器から放送番組を録画することは可能です。
21. 四万十ケーブルテレビで放送した番組でも一部ダビングができないものもあります。
22. 四万十ケーブルテレビで放送した番組や、ダビングした番組は、個人として楽しむ他には、著作権法第30条の規定により、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること以外、使用してはいけません。録画済媒体の複製、複製物の上映やインターネット上の配信をすることはお断りいたします。
23. 四万十ケーブルテレビの録画番組やダビング番組を上記の目的以外に使用し、訴訟問題等が生じた場合は、当事者間において処理するものとし、四万十ケーブルテレビは全く関与しない。